

2020年5月20日

**＜重要＞「新型コロナウイルス感染症に対する本学活動基準」＜レベル2＞
への移行に向けて**

豊橋技術科学大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部

全都道府県が緊急事態措置の対象とし、5月31日まで延長されていた新型コロナウイルス感染拡大を受けた 国の緊急事態宣言は、5月14日に愛知県を含む39県で解除され、緊急事態措置を実施すべき区域が北海道、東京都、大阪府等8都道府県に変更されました。

国の緊急事態宣言は解除されましたが、愛知県独自の緊急対策宣言は5月31日まで延長され、愛知県からの外出自粛要請は5月31日まで継続、大学に対する休業協力要請は緩和されたものの、感染防止対策を5月31日まで要請され、国、愛知県から「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」等の徹底が求められています。

新型コロナウイルス感染症は収束したわけではなく、大学として第2波を引き起こさないよう、感染拡大防止策を実践するため、国、愛知県から要請等を踏まえ、本学の活動基準レベルの内容を見直すとともに、国の8都道府県に対する緊急事態宣言及び愛知県の緊急事態宣言の延長期間終了後の6月1日から本学の活動基準レベルを2に移行できるよう、5月末日までの間、現在の活動基準レベル3を緩和していくこととして、活動基準レベル2.5を設定しました。

・豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準
(05.19 改正)

<https://www.tut.ac.jp/docs/20200519kijyun.pdf>

構成員の皆様においては、見直し後の活動基準及び見直しに基づき送付する各種通知等を遵守いただき、引き続き、感染防止及び感染拡大防止に努めるようよろしくお願いします。

※今後の、国の緊急事態宣言の状況、愛知県からの要請状況、地域等の感染状況等を踏まえ、活動基準レベルやその適用日等の予定を変更することがありますので、ご承知おきいただくとともに、その際には、速やかに、ホームページやメール等により、周知します。

【授業】 ～5/29

- オンデマンド方式による遠隔授業のみ実施

【授業】 6/1～

- 遠隔授業を積極的に利用するとともに、対面授業及び演習・実習は人数制限をするなど新しい生活様式等の実践・励行を徹底して授業の実施
- なお、5月中は県を跨ぐ移動の自粛が引き続き求められているため、県外からの学生の皆さんの移動（豊橋に移動後14日待機含む）を考慮し、対面授業等を開始。今のところ、対面授業等の開始は6月15日以降を予定。

【研究室等における学生との研究活動，教員個人の研究活動】及び【教員個人の研究活動，研究所，センターの活動】 ～5/29

- 原則，大学内での活動の中止，在宅勤務を積極的に活用し，オンライン活用による必要な活動の継続
- ただし，大学内での活動継続が必要な場合は，新しい生活様式等の実践・励行を条件に，実施が可能。＜届出制＞

【研究室等における学生との研究活動，教員個人の研究活動】及び【教員個人の研究活動，研究所，センターの活動】 6/1～

- 在宅勤務を積極的に活用し，オンライン活用による必要な活動の継続
- ただし，大学内での活動継続が必要な場合は，新しい生活様式等の実践・励行を条件に，実施が可能。＜届出制＞

【事務職員の業務】 5/20～

- 一居室での人数を減らすなど新しい生活様式等の実践・励行を徹底し，必要な業務の継続
 - ・時差出勤の活用，在宅勤務の活用，別室活用等

【課外活動】 ～5/29

- 活動禁止

【課外活動】 6/1～

- 活動前の健康チェック（倦怠感・息苦しさ・発熱がないことの確認）及び新しい生活様式等の実践・励行を条件に，課外活動の実施が可能
＜許可制＞

【学内会議】 ～5/29

- 原則，メール・オンラインによる会議の実施

【学内会議】 6/1～

- 新しい生活様式等の実践・励行を徹底し，必要な会議の実施
 - ・メール・オンライン会議中心，対面会議を実施する場合は，一居室の人数を抑制

【出張等】 ～5／29

- 海外及び特定警戒都道府県（跨ぐ場合含む）の出張・旅行の禁止
- 上記以外の不要不急の出張・旅行の禁止
- *通勤する居住地に戻ってから2週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務を求めます。

【出張等】 6／1～

- 不要不急の出張・旅行の禁止
- *通勤する居住地に戻ってから2週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務を当面求めます。

【施設利用・入構等】 ～5／29

- 一部制限
 - <教職員>
 - ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し，施設利用・構内入構
 - <学生>
 - ・研究室等における教育研究活動，就職指導等，届出した者に限り，入構可
 - *公共交通機関利用も可
 - ・学生宿舎に入居者は，不要不急の施設利用は禁止（食堂等，散歩等は可）
 - <学外者>
 - ・原則，施設利用・構内入構禁止
 - ・ただし，大学の機能の維持，教育研究活動等の継続に必要な物品の納入，工事施工，取材等のための構内入構を認めることができる。
 - <図書館，研究所，センター>
 - ・新しい生活様式等の実践・励行の徹底し，施設利用順次再開

【施設利用・入構等】 6／1～

- 一部制限
 - <学生・教職員>
 - ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し，施設利用・構内入構
 - *公共交通機関利用も可
 - <学外者>
 - ・原則，施設利用・構内入構禁止
 - ・ただし，大学の機能の維持，教育研究活動等の継続に必要な物品の納入，工事施工，取材等のための構内入構を認めることができる。
 - <図書館，研究所，センター>
 - ・新しい生活様式等の実践・励行の徹底し，施設利用再開

(参考) 新しい生活様式(「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

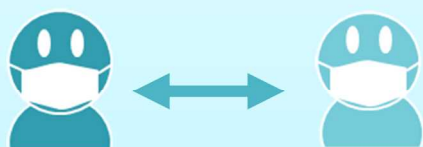
- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

感染拡大防止と研究活動の両立のために

研究室・執務室

人と人の距離をあける



よく触るところを消毒



ローテーションで勤務

Mon. Tue. ...



実験施設・設備

短い時間で効率的に



利用時間の共有・記録



遠隔での実験



イベント・セミナー

基調講演のライブ配信



プログラムのオンデマンド配信



バーチャル会場での
ポスター提示

